

第一工科大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に則り、また、個性の伸展による人生練磨という建学の精神に基づき、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を研究教授するとともに、工学という専門性を学生の個性として伸展させ、社会の創造発展に寄与し、地域に貢献する人材を育成する。

(教育目標)

第2条 第1条に定める目的及び使命の具体的教育目標は次のとおりとする。

- (1) 技術的創造を目指す技術者の育成
- (2) 実践的能力を持つ技術者の育成
- (3) 個性の伸展による豊かな人間性と進取の精神に富んだ技術者の育成

(設置学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

学部	学科
航空工学部	航空工学科
工学部	情報電子システム工学科
	機械システム工学科
	環境エネルギー工学科
	建築デザイン学科

(学科の目的)

第4条 第1条及び第2条の規定を具現化するため学部・学科の教育目的を次のとおり定める。

1 航空工学部航空工学科

航空工学の基礎理論を教授し、エアラインパイロット、航空整備士の国家資格取得に直結する実習や、航空機設計・製造の実践的教育により、社会的な課題であるパイロット、航空整備士及び航空技術者不足に応え航空業界の発展に貢献できる人材を育成する。

2 工学部

(1) 情報電子システム工学科

技術革新が著しい情報・電子・電気・ネットワーク・制御の先端技術情報や専門基礎知識及び経営工学の基礎知識を教授し、実験・実習で応用力を養成し、情報・電子機器、情報ネットワーク及び各種ソフトウェアの先端的設計・開発・運用・保守を行える創造性溢れる人材育成並びにICTを活用したビジネス分野で活躍できる人材を育成する。

(2) 機械システム工学科

科学技術分野を横断・融合させた機械システムの基礎知識を教授し、実習・演習で多面的な視野で創造性に富んだ機械や機器を開発する基礎能力を養成し、新しい発想で医療福祉ロボットや次世代自動車、機械工学の課題に対しても自ら解決法を見出し、技術革新に柔軟に対応できる発想力を有する人材を育成する。

(3) 環境エネルギー工学科

生活利便・安全・快適性および環境保全の視点から、環境・エネルギーを含む土木工学に関わる知識及び技術を教授し、実習で総合力や応用力を身に付けさせ、環境・エネルギーと共生できる社会基盤の整備並びに自然環境の再生・維持、往古来今のエネルギーについての探求を核とした社会基盤の創生に貢献できる人材を育成する。

(4) 建築デザイン学科

インテリア・建築・地域・都市分野の専門基礎知識を教授し、プロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL)手法やフィールドワークで発想力や実践力を磨き、家具、インテリアから住宅、公共施設、複合商業施設等の建築物や地域・都市計画に関わる課題を、自ら発見・分析し、解決策を企画・提案・実現できる創造力と活力に富む人材を育成する。

3 共通教育センター

学生一人ひとりが自分のもつ個性に目覚め、さらにそれを伸ばし、幅広い知識と教養を身につけさせ、社会に貢献できる有能な人材へと成長していくための「総合的人間力」を育成する。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

(付属施設)

第6条 本学に、附属図書館、附属研究所及びその他の附属施設を置く。

2 附属図書館、附属研究所及びその他の附属施設に関する規程は、別に定める。

(職員組織)

第7条 本学に、学長・副学長・航空工学部長・工学部長・東京上野キャンパス長・教授・准教授・講師・助教・助手(技術員)・事務職員・その他の職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 航空工学部長及び工学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(教授会)

第8条 大学及び学部に教授会を置く。

2 学長は全学教授会を招集し、その議長となる。学部長は各学部の教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して意見を述べる機関である。

4 教授会に関し、必要な事項については、別に定める。

第2章 学科課程及び履修方法

(学科課程)

第9条 本学において教授する授業科目、その単位数並びに学科、コース、課程、講座等に係わる必修・選択を示すカリキュラムは、別表第1の定めるところによる。

(履修方法)

第10条 学生は、修業年限4年のうち、共通総合教育科目及び当該学科専門科目を別表第1に示すところに従い履修するものとする。

第11条 学生は、別紙第1に定める履修規程により、所定の学科目を履修しなければならない。

(履修科目の登録の制限)

第12条 卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が各年次にわたり適切に授業科目を履修することができるようにするため、1年間に登録することができる履修科目の単位数（以下「登録単位数」という。）の上限は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、優れた成績をもって単位を修得した学生等については、別に定めるところに従い、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項について必要な事項は、別紙第1に定める履修規程による。

第13条 学生は、卒業研究、卒業制作等（以下、「卒業研究」という）の授業科目については、そのいずれかを最終年次において行い、所定の期日までに提出しなければならない。

第3章 修了認定及び卒業

(単位認定)

第14条 各履修科目の修了は、原則として当該科目担当者が試験その他の方法によってこれを認定する。なお、その方法の詳細については、別にこれを定める。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の五級に分けて評価し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。合格者は第9条の別表第1に規定する単位数を修得したものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準

用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数に併せて60単位を超えないものとする。

(単位の算定)

第18条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準に従う。

(1) 講義及び演習については、15から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・製図及び実技については、30から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第20条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(他大学等における履修単位の認定)

第21条 本学学生は、他の大学等において履修した単位について、本学における履修単位として認定申請することができる。

2 前項の申請があった場合には、教授会の意見を聴いて学長が可否を決定する。

(卒業)

第22条 本学に通算して4年以上在学し、第11条、第13条又は前条に規定する方法で所定学科目及び単位数を履修取得し、かつ卒業研究の審査に合格したものに対しては、卒業を認め、卒業証書を授与する。

(早期卒業)

第23条 本学に3年以上在学(学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。)し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第5条及び前条の規定にかかわらず、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認める。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(学士の学位)

第24条 本学航空工学部及び工学部を卒業したものは、学士(工学)の学位を授与する。

第4章 教職教育

第25条 教育職員免許状取得のため、教職教育を行う。

第26条 前条に定める資格を得るための学科目及び単位の履修要領については、別紙第2の定めるところによる。

第5章 特別教育

第27条 国家試験による免許取得のため、次のコースを設定し、特別教育を行う。

工学部 機械システム工学科 先端交通機械工学分野

2 前項に定める目標を達成するための履修要領については、別に定める。

第28条 外国人留学生の日本語能力向上のため、日本語講座を設定し、主として、日本語及び日本事情に関する特別教育を行う。

2 前項教育に必要な事項は、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

第29条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月 1日から、9月23日まで

後学期 9月24日から、翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 本学の休業日は、次のとおりとする。ただし、必要と認める時は、休業とすることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 日曜日
- (3) 春季休業 2月 8日から3月31日まで
- (4) 夏季休業 8月10日から9月23日まで
- (5) 創立者記念日 10月20日
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 前項において春季、夏季及び冬季休業期間は、必要により変更することがある。

第7章 入 学

(入学定員及び収容定員)

第32条 本学各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員	最大受入定員	
				鹿児島県霧島校地	東京上野校地
航空工学部	航空工学科	60名	240名	240名	—
工学部	情報電子システム工学科	170名	680名	280名	400名
	機械システム工学科	50名	200名	200名	—
	環境エネルギー工学科	40名	160名	160名	—
	建築デザイン学科	40名	160名	160名	—
合 計		360名	1,440名	1,040名	400名

第33条 入学の時期は、年度及び学期の始めとする。

(入学資格)

第34条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によって、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行うに高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者選定)

第35条 入学志願者に対しては、選考の上、入学を許可する。

2 選考の期日及び方法については、別に学長が定める。

(転学部及び転学科)

第36条 本学在学者で他の学部・学科に転部・転科を希望する者があるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の転部・転科者の在学年数については、元の学部・学科の在学年数の全部又は一部を算入することができる。

(転入学)

第37条 他の大学より転入学を希望する者があるときは、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(再入学)

第38条 次の各号の一に該当する者で、同一学科又は課程に再入学を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第52条第1項による退学者

(2) その他相当の理由を有する者

(編入学)

第39条 次の各号の一に該当する者で、編入学を希望する者があるときは、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者、又は大学に2年以上在学し、総計62単位以上を修得している者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者

(4) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

(5) 外国において、大学の2年を修了するか、又は短期大学を卒業したもので、日本語が本学の授業に支障なく対応できる能力を有すると認められる者

2 前項の規定により、入学を許可された者は、第21条の在学年の計算については、既に2年間本学に在学した者とみなし、その履修科目の修了認定については、第20条の規程を準用する。

3 編入学については、前2項によるほか、別紙第3の定めるところによる。

(特別聴講生)

第40条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教育、研究等に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講生として受け入れることがある。

2 科目等履修生については、前項によるほか、別紙第4の定めるところによる。

(研究生)

第41条 本学学生が秋季において卒業要件を満たし卒業が認められた者が、卒業後に研究生として

引き続き在籍することを申し出た時は、学長がこれを許可することがある。

2 前項により研究生として在籍する期間は、研究生として許可された時期から半年とし、翌年の春季卒業者と同じ時期に修了するものとする。

3 研究生は、在籍する期間において計画的な研究に努めるとともに、当該期に開設する一又は複数の授業科目の履修を希望するときは、教育、研究等に支障のない場合に限り、特別聴講生として履修することができる。

(外国人入学)

第42条 外国人で入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第34条、第38条、第39条及び第40条によるほか、別紙第5の定めるところによる。

(入学手続)

第43条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び氏名・生年月日が戸籍と相違ないことの証明書を提出し、別に定める入学金その他の所定の納付金を納入しなければならない。

第44条 前条の保証人は、保護者、又はこれらに準ずる者で独立の生計を営む成年者であることを要する。

2 保証人として不適当と認めるときは、その変更を命ずることがある。

第45条 保証人は、学生在学中に関する一切の事項につき、その責に任ずるものとする。

第46条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

第8章 休学、退学、転学及び除籍

(休学)

第47条 病気その他の事由により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て、休学を願い出るものとする。

2 休学は、2年以上にわたることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

第48条 病気の事情によっては、休学を命ずることがある。

第49条 休学の事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

第50条 休学期間は在学年数に算入しない。

第51条 休学に必要な手続きは、別に定める。

(退学又は転学)

第52条 学生が退学又は他の大学へ転出しようとするときは、その事由を具し保証人連署の上、願い出

て許可を受けなければならない。第2項及び懲戒による退学については、この限りではない。

2 次に該当する者に対しては、退学とする。

(1) 病気その他の事由により修業の見込みがないと認められた者

(2) 在学8年を超えてなお卒業し得ない者

(除 籍)

第53条 次の各号に該当する者は除籍することがある。

(1) 本学学生の行為が、懲戒基準のうち退学に相当し、かつ一般社会又は本学にとって極めて好ましくないと判断される場合

(2) 所定の授業料その他の納付金を滞納し、督促を受けても納付しない者
必要な事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金、授業料等

第54条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別紙第6の定めるところによる。

2 休学中の授業料等は、休学を許可された当該期の在籍料を収めるものとする。

ただし、特別の事情がある場合は、在籍料を減免することがある。

3 研究生は、研究生として在籍する期間、在籍料を収めるものとする。

第55条 授業料その他の納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の納入については、別に定める学費納入規程による。

3 既納付金は、いかなる理由があっても一切返還しない。

第56条 前条の規定にかかわらず修業年限通算4年間で卒業の条件が満たされず、なお在学する必要がある学生の、これを超える期間の授業料その他の納付金については、実際に卒業するまでの3ヶ月ごとにその年額の4分の1ずつを前納するものとする。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第57条 学生として特に推奨すべき行為のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第58条 本学の諸規程達示に違反し、又は学生としての本分に反した者については、懲戒に係る委員会等の審議結果を受け、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

第59条 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生につき、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなく出席、常でない者
- (4) 諸規程違反に違反し、懲戒処分を受けても改めない者
- (5) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 奨学生

第60条 本学に、第一工科大学奨学制度を置く。

- 2 前項の制度に関する規程は、別に定める。

第12章 公開講座

第61条 本学では、夏季休暇中、若しくは適時に公開講座を設けることがある。

第13章 寄宿

(学生寮)

第62条 本学に附属学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第14章 改廃

(改 廃)

第63条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本学則は、昭和43年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則は、昭和44年4月1日からこれを施行する。
- 3 本学則は、昭和45年4月1日からこれを施行する。
- 4 本学則は、昭和46年4月1日からこれを施行する。
- 5 本学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。
- 6 本学則は、昭和48年4月1日からこれを施行する。
- 7 本学則は、昭和49年4月1日からこれを施行する。
- 8 本学則は、昭和50年4月1日からこれを施行する。
- 9 本学則は、昭和51年4月1日からこれを施行する。
- 10 本学則は、昭和52年4月1日からこれを施行する。
- 11 本学則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。
- 12 本学則は、昭和54年4月1日からこれを施行する。
- 13 本学則は、昭和55年4月1日からこれを施行する。

- 14 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 15 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 16 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 17 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 18 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 19 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 20 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 21 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 22 本学則は、平成 元年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 23 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 24 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 25 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 26 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 27 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 28 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 29 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 30 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 31 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 32 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 33 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 34 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 35 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 36 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 37 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 38 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 39 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日からこれを施行する。

(第一工業大学工学部各学科の存続に関する経過措置)

第一工業大学工学部各学科は、改正後の規程にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 40 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 41 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 42 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 43 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 44 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 45 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 46 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 47 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 48 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 49 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 50 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 51 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 52 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 53 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 53 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。